（注意）

1．この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

2．住戸の階数が二以上である場合には、【3．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

3．【4．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意5のとおりとします。

「1．一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。

「2．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。

4．この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面）

2．低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

3．低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

［工事の着手の予定年月日］	年	月	日
［工事の完了の予定年月日］	年	月	日

（注意）

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

告　示

○国家公安委員会告示第三十八号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第一項又は第二項の規定により、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合におけるその身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

（表面）

第　　号

身　分　証　明　書

写真

押出スタンプ

官職

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第１項又は第２項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

年　　月　　日

国家公安委員会　印

（裏面）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）（抜粋）

（報告及び検査）

第15条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第３条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第８条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4　（略）

第21条　第15条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2　（略）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列８番とする。

附　則

この告示は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。